

# ARK

Interest Incorporated Association

2022  
November

11

vol.566



写真：マガモ

## CONTENTS

1-4 ・ 11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

5-6 ・ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

7 ・ 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

8 ・ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

9 ・ 連載 第6回「判定のデジタル値と予測のアナログ値」  
愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏

10 ・ 災害発生状況

・ 産業保健フォーラム2022 in あいち 開催

11 ・ 愛知労働局が全国労働衛生週間に安全パトロールを実施しました

・ 企業の労働110番 労働相談室のご案内

12 ・ 愛知労働局が道路貨物運送業に対する県内一斉合同パトロールを実施しました

・ 外国人技能実習制度関係者養成講習

13-14 ・ 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）安全衛生班のご案内

15 ・ 技能講習等講習会予定表

働き過ぎていませんか？



11月「**過労死等防止啓発月間**」に  
「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します！

労働基準監督官が  
相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル



0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン

検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

労働条件相談  
ほっとライン  
(厚生労働省委託事業)



0120-811-610

月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

労働基準監督署

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



## 労働時間などの現状は？

知って  
いますか？

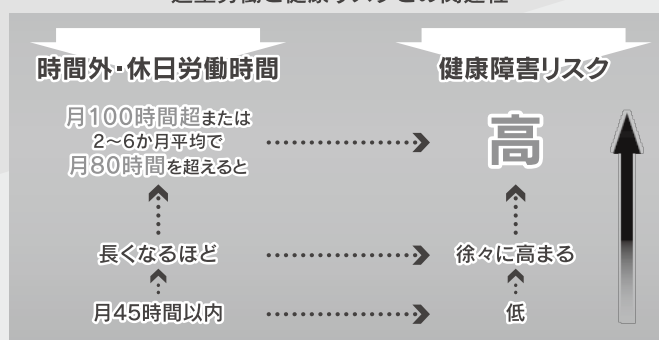
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となっており、うつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## ＞ 長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



## ＞ 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## ＞ 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

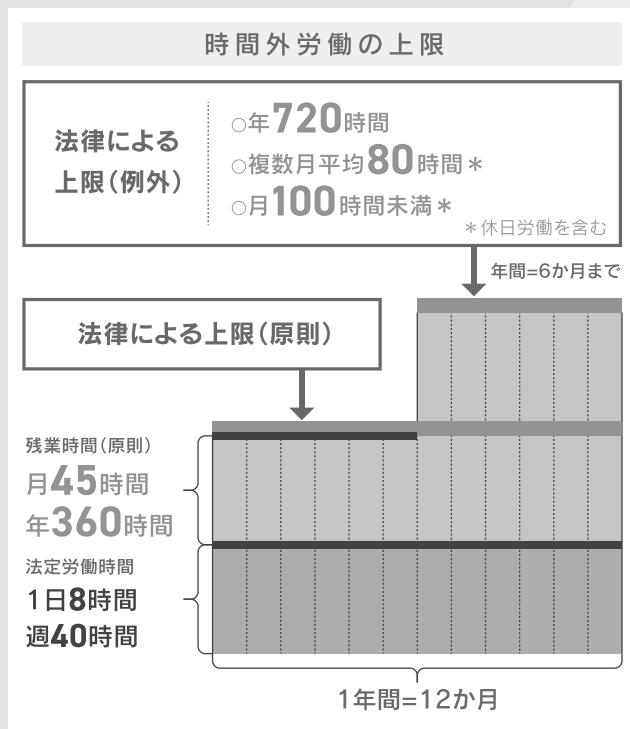
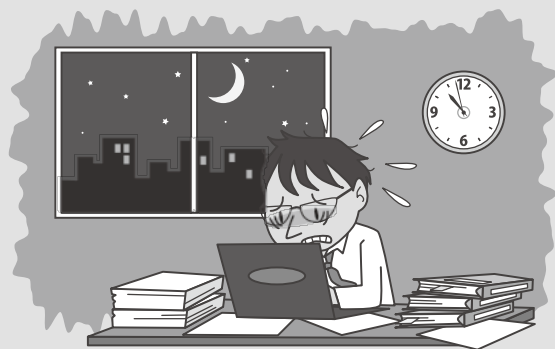




# 過重労働による健康障害を防止するために

## 01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



## 02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



## 04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

## 01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



## 02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

## 03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

## 04 労働相談を実施します

相談無料

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

なくしましょう

長い残業

令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎ 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



## 05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

\* 詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

参加費無料

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\* 全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



# 11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。

気をつけてください…。  
その発注がどこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいるかもしれません。



大企業・親事業者による  
長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を  
生じさせている場合があります。  
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない  
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト



# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

## 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

### ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

### ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

### ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHS からもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン



# 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

愛知労働局 労働基準部賃金課

令和4年10月14日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会（会長 中山 恵子 氏）より現行の愛知県特定最低賃金（2業種）の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。「愛知県最低賃金」は、令和4年10月1日から時間額986円に改定されています。



（写真左側 中山会長、写真右側 代田局長）

## 愛知県特定最低賃金一覧表

令和4年10月14日答申

| 特定最低賃金名                | 現行金額<br>(時間額) | 引上額  | 改定金額<br>(時間額) | 引上率   | 効力発生<br>予定日    |
|------------------------|---------------|------|---------------|-------|----------------|
| 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 | 996 円         | 22 円 | 1,018 円       | 2.21% | 令和4年<br>12月16日 |
| 輸送用機械器具製造業最低賃金         | 976 円         | 21 円 | 997 円         | 2.15% |                |

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ（[https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/saiteichingin\\_toukei/saiteichingin.html](https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html)）からご確認ください。

# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円

2 日給の場合

日給 円 ÷ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円

3 月給の場合

月給 円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す  
② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す  
③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(結算手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)  
⑥精算手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合制の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大 600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

中小企業事業者の皆さんへ  
賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

### 1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備を導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 労働局に事業実施結果を報告
- 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。  
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷物の廃棄へリサイクルできます。  
(R4.9)



# 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は  
労働保険（労災保険・雇用保険）の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK！）。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

## 事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

### 成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。  
（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、  
労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、  
成立手続を行う義務があります。



※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

#### 労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの  
名称や雇用形態にかかわらず、  
労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

#### 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む  
全ての労働者が対象となります。  
雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は  
短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

### 成立手続を怠っていると？



#### ① 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に  
対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていな  
かった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を  
支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

#### ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について  
労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する  
金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

#### ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に  
困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給  
できない場合があります。

電子申請での手続、  
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、  
口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続を  
ご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

本年1月号から隔月で寄稿しているARKの連載(全11回)も中間点となった。この原稿が掲載される頃には、全国産業安全衛生大会in福岡も終了している。いよいよ来年は愛知大会である。

来年1月からは、愛知大会に向け、リスクアセスメントの解説を中心に進めていこうと考えているが、今号は少しでも身近な話題を取り上げたい。

健康診断を略して「健診」という。同じ『けんしん』と発音される単語に「検診」がある。この二つは同音であるのに意味合いは全く異なる。

「検診」は、胃検診やガン検診のように、特定の疾病などをターゲットに、その疾病の有無について検査することを目的としている。

一方で「健診」とは、健康状態を継続して管理することを主たる目的としており、病気を見つけることを目的にはしていない。体重を毎日測定して記録することも、健診の範ちゅうに含まれる。

検診結果は、どちらかといえば「有無」というデジタルな切り分けができるのに対し、健診結果の読み解きは、少しばかり工夫が必要だろう。

健診結果に参考として記載されている範囲は、『正常な人は概ねこの範囲に分布する』ということであり、必ずしも『この範囲にあれば正常』ということではない。

健診結果は、正常か異常かのデジタルな判定に用いるのではなく、前回までの健診結果や、これまでの自己の生活状態などと照らしながら、時間軸とともに連続して眺めることが大切だろう。これから向かう自分を予測し、今後の管理に重きを置くことで、健診結果を活きたものにできる。

メタボリックシンドローム(メタボ)とは、内臓脂肪型肥満の人を判定する基準として、日本では腹囲が、男性85cm以上、女性90cm以上であり、かつ、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態と定義されている。(詳しくは専門書などを参照)

健診結果が届くと、「85cm未満だからOKです」という発言を耳にする。もちろん正しい内容を理解した上での冗談ならかまわないが、高血糖、高血圧、脂質異常などの項目が忘れ去られ、数字だけが一人歩きすることも少なくない。

かくいう私も、数年前までは腹囲も体重もかなりの数値だった。

思い起こせば、腹囲が85cmを超えたのは三十代の後半のことだった。超えたといっても、それは僅かに1cmのことで、気にとめることもなかった。いや、正確には「ほんの少し超えただけ」とデジタルな判定で自分を誤魔化していたのかもしれない。



しかしその後も腹囲と体重は、もりもりと増加の一途を辿り、やがて五十代にさしかかると、階段の昇降にまで支障を来すようになった。

あるとき、アスリートの友人から「体重管理は入(摂取カロリー)と出(消費カロリー)のバランス管理でしかない」と、さらりと告げられ衝撃を受けた。私は健診結果を未来予測のアナログ値として活かせていなかったのだ。

その日から、アプリを使って食事を記録し、歩数を管理すると決めた。それ以外に特別なことは何もしていない。そして昨年、腹囲と体重が三十代前半の値になった。

個性とは、個人毎に違うという前提があつてのことであり、健康状態というのは、まさしく個性のかたまりだろう。だからこそ、継続して数値の変化を追うことに意義がある。

ある瞬間におけるデジタルな判定とは違い、継続して管理することは、未来予測のためのアナログ値を把握することにつながる。腹囲が同じ85cmであっても、継続して管理していれば、上向きなのか、下向きなのか、までを知ることができるだろう。

アナログ値は、「眺める」ことができる。現状を知り、ダイナミック(動的)に確認し続けるということは、マネジメントにも通じるものがある。



はま だ つとむ  
濱田 勉  
昭和38年9月生まれ  
名古屋出身

#### 【略歴】

1985年に労働省(現 厚生労働省)に入省し、愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、19年に同局 労働基準部 安全課 主任安全専門官、21年に同部 健康課長、22年4月より同部 安全課長に就任し、現在に至る。

#### 【著書】

「主(あるじ)なき安全～リスクアセスメントの暴走～」 「安全は対策から戦略へ～リスクアセスメントの本質～」 「あしたを感じながら～安全・安心とは何か? リスクアセスメントの入口～」 「リスクアセスメント～安全の見える化～」 「安全はマネジメント～リスクアセスメントの活かし方～」 (いずれも(株)労働調査会 発行)

#### 【講演】

安全という重いテーマだからこそ、「伝える」ことではなく「伝わる」ことへのこだわりをもった講演を生涯のテーマとし、これまで16年間で講演数430回、聴講者約70,000人の実績あり。



# 災害発生状況

愛知労働局

## 愛知県の全産業死亡災害一覧（令和4年10月7日現在）

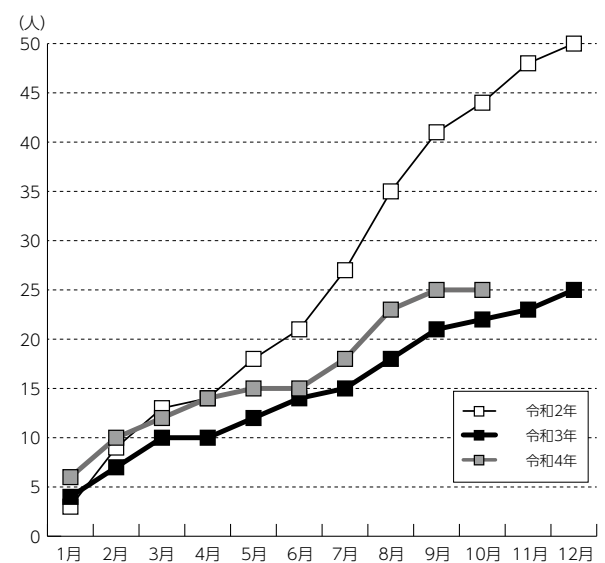
| 発生日時              | 事故の型／起因物          | 災害発生状況・原因                                                                              |             |        |  |
|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|--|
| R4.7.13.<br>10:30 | 墜落・転落<br>はしご等     | 新築木造住宅の内装工事作業を行っていた被災者が、1階から2階にかけられたはしごより墜落したもの。                                       |             |        |  |
|                   | 事業場規模 9名以下        | 業種 木造家屋建築工事業                                                                           | 70代 大工      | 経験 34年 |  |
| R4.9.12.<br>4:30  | 墜落・転落<br>その他の仮設物等 | 被災者は冷凍倉庫内でピッキング作業を行っていたが、頭から血を流して倒れた状態で発見された。棚からの墜落が原因と考えられる。                          |             |        |  |
|                   | 事業場規模 50～99名以下    | 業種 商業                                                                                  | 50代 作業員・技能者 | 経験 13年 |  |
| R4.9.26.<br>15:00 | 墜落・転落<br>開口部      | 被災者は客先で空調用冷水機機の調整作業に当たっていたが、中庭で頭から血を流して倒れている状態で発見された。作業を終えて歩いていた時に施設の屋上から墜落したものと推定される。 |             |        |  |
|                   | 事業場規模 100～299名以下  | 業種 その他の事業                                                                              | 60代 作業員・技能者 | 経験 30年 |  |

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年10月7日現在の速報値）

令和4年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

| 業 種             | 年 別 | 令和4年<br>(速報値) | 令和3年同時期<br>(速報値) | 令和3年確定値 |
|-----------------|-----|---------------|------------------|---------|
| 製 造 業           |     | 4 (1)         | 10 (1)           | 12 (1)  |
| 食 料 品 製 造 業     |     |               | 1                | 1       |
| 化 学 工 業         |     |               | 1                | 1       |
| 鉄 鋼・非 鉄 金 属     |     | 1 (1)         | 2                | 2       |
| 金 属 製 品         |     | 2             | 1 (1)            | 1 (1)   |
| 一 般・電 気・輸 送 用   |     | 1             | 2                | 4       |
| そ の 他           |     |               | 3                | 3       |
| 建 設 業           |     | 9             | 3                | 5       |
| 土 木 工 事 業       |     | 3             |                  |         |
| 建 築 工 事 業       |     | 5             | 3                | 5       |
| そ の 他           |     | 1             |                  |         |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 |     | 3             | 1 (1)            | 1 (1)   |
| 商 業             |     | 1             | 2 (2)            | 2 (2)   |
| 卸 売 業           |     | 1             |                  |         |
| 小 売 業           |     |               | 2 (2)            | 2 (2)   |
| そ の 他           |     |               |                  |         |
| 清 掃・と 畜 業       |     |               |                  |         |
| 上 記 以 外 の 事 業   |     | 8 (3)         | 4 (1)            | 6 (1)   |
| 合 計             |     | 25 (4)        | 20 (5)           | 26 (5)  |

## 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 産業保健フォーラム2022inあいちを開催

愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知産業保健総合支援センター、愛知THP推進協議会及び当協会は、10月14日（金）、ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）小ホールにおいて、産業保健フォーラムを会場参加及びライブ配信により開催しました。

冒頭、愛知労働局労働基準部長（伊勢 久忠氏）から開催に当たって、動画による挨拶がありました。

続いて、一つ目の事例報告として、（株）なごや産業医事務所 代表取締役 新井 孝典氏により、自らの産業医活動を基に、「企業のための産業保健トリセツ～導入から具体例まで～」と題して、企業・社員と産業医が、ともに産業保健を推進するために、やるだけの形骸化したストレスチェックや健康診断とならないように、目的化した取組が重要性であるとの説明がありました。



事例報告する新井氏



事例報告する宇都宮氏

二つ目の事例報告として、豊田安全衛生マネジメント(株)健康推進部 保健師 宇都宮 友美氏により、保健師の立場から、「巡回産業保健師から見た産業保健」と題して、健康診断事後フォローや特定保健指導の実施上の問題点を踏まえて、健康づくり活動で成果を出すために必要な従業員本人の行動変容の必要性・重要性や健康情報一元管理のメリット等について説明がありました。

続いて、パネルディスカッションでは、「『労働者の心身の健康確保のための総合的対策』に向けて」をテーマに、愛知労働局労働基準部健康課長（井奥 善久氏）をコーディネーター、新井氏及び宇都宮氏をパネリストとして、「健康診断と事後措置」、「健康保持増進の課題」に係る意見が交わされました。「健康診断と事後措置」では、健康診断結果に係る医師等からの意見聴取では経年的な視点ではなく単年での評価になりがちであること、指示に当たっては日常生活にあった内容が重要であることや人事・労務が積極的になれば産業医は事後措置の指示を出しやすいことなどの意見がありました。「健康保持増進の課題」では、データ分析から課題を導いているが、漠然とした目標を設定し往々にして福利厚生化していること、そのために年齢構成等企業に状況を踏まえた計画、関心をもって自分事に捉える計画設計が重要である等の意見が交わされました。



挨拶する伊勢労働基準部長



パネルディスカッションの両名



## 愛知労働局が全国労働衛生週間に安全パトロールを実施しました

愛知労働局（局長 代田 雅彦 氏）は、令和4年度（第73回）全国労働衛生週間（10月1日～7日）の準備期間中の9月28日に、東レ株式会社愛知工場（名古屋市）において、代田労働局長自らパトロールを実施しました。本パトロールは、全国労働衛生週間の一環とし、本週間の取組の意義などを踏まえ、愛知県内の各事業場を始めとして、幅広く、その取組を啓発周知し、気運の醸成を図ることを目的としました。

当日、工場の準備資材エリアにおいて、工場長（芹野 直樹 氏）から、資材等の重量物を移動・移載する「らくらくハンド」、「ムーンリフター」と呼ばれるアシスト装置の説明を受け、実際に代田労働局長が操作し、身体的負荷を軽減する効果を確認しました。



工場長より説明を受ける労働局長（中央）



アシスト装置を操作する労働局長



また、腰痛対策の一つとして、腰痛対策ズボン等も考案しており、創意工夫された対策が講じられていました。

健康管理室では、工場内社員の健康管理を担当している保健師と対談し、全社員の顔と名前を覚え、積極的に声掛けに努めていることや、いつでも気軽に立ち寄れる健康管理室を目指し、入りやすい室内と雰囲気を感じている旨の説明を受けました。また、東洋医学の観点での健康指導も

採り入れ、健康診断結果を全員に手渡しするなど社員と話す機会を多く持てる工夫を確認しました。

パトロールの最後に、代田労働局長は、「東レ株式会社愛知工場は、安全衛生管理体制が適正に運営され、近年10年以上にわたり、休業4日以上労働災害は発生しておらず、他の範となる優良な事業場であることから、同事業場に対して、対策の好事例等を拝見した。拝見した中で、労働者の身体的負担の軽減や保健師による健康面での積極的な活動が行われ、健康で安全に働ける環境を作るために努力をされていることを確認した。

他の事業場においても、基本的な対策と同時に、同社のような創意工夫を凝らした対策を講じ、すべての労働者が安全・安心に働ける職場づくりを目指していただきますよう、一層の対策強化をお願いしたい。」とのお話がありました。

## 企業の労働110番 労働相談室のご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士17名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、無料労働相談を行っています。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

### <ご利用のご案内>

～問題の解消、解決の糸口へ～

相 談 無 料

何 時 で も

何 度 で も

秘 密 厳 守

### 企業の労働 110 番労働相談室

名 称：企業の労働 110 番 労働相談室

設置場所：一般社団法人 名北労働基準協会内  
名古屋市北区清水1-13-1

相談方法：電話・来局・ファックス・メールでの相談

相 談 先：専用相談ダイヤル（052）- 961-7110

FAX（052）961-9635

E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp

そ の 他：一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

## 愛知労働局が道路貨物運送業に対する県内一斉合同パトロールを実施しました

愛知労働局（局長 代田 雅彦 氏）は、労働災害が急増している道路貨物運送業において、9月15日から10月15日まで労働災害防止団体等と合同により県内一斉パトロールを実施しました。

10月6日には、安全衛生管理体制が適正に運営され、過去に交通事故による労働災害の発生のない優良事業場として、名正運輸株式会社（加藤新一社長・海部郡飛島村）に愛知労働局労働基準部長（伊勢 久忠 氏）がパトロールを実施しました。

はじめに同社の取組みについて、インターネット接続の機器と連動したアルコールチェッカーによる出勤時確認の説明を受けました。

つぎに、荷台からの墜落防止について伊勢労働基準部長がウイング式パワーゲート装備車の荷台に乗り、実際の地上までの高さを確認しました。倉庫内ではフォークリフト運転時に点灯させるライトの効果やフォークリフトとピッキング作業者の接触防止対策などについて説明を受けました。ピッキング作業者との懇談では倉庫内における労働災害で注意している点や労働災害の割合が多い転倒災害について気をつけていることなどを確認しました。



荷台からの高さを確認する伊勢労働基準部長（左）



パトロール取材後、伊勢労働基準部長は「同社は、労働者の安全最優先を基本にした積極的な安全衛生管理が行われており、好事例等を確認させていただきました。トラックについてはウイング式パワーゲート装備車両を導入し、これが作業の効率化のみならず荷役作業における荷台からの墜落・転落災害防止に寄与していることが確認でき、またピッキング作業では、作業員とフォークリフト運転者が互いに声掛けを行うことで倉庫内におけるフォークリフトとの接触防止が図られており、より安全に作業する環境が整備されていることが確認できました。」「他の事業場においても労働者が安全に働けるよう一層の安全衛生管理の推進をお願いします。」とのコメントがありました。



## 外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和4年度の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

| 月    | 日 時                       | 講習名       | 受講料      | 会 場          |
|------|---------------------------|-----------|----------|--------------|
| 11 月 | 10 日（木）9 時 25 分～17 時 10 分 | 技能実習責任者   | 11,500 円 | ポーラ名古屋ビル 9 階 |
|      | 11 日（金）9 時 25 分～16 時 50 分 | 技能実習指導員   | 10,500 円 |              |
|      | 12 日（土）9 時 25 分～15 時 40 分 | 生 活 指 導 員 | 9,500 円  |              |
| 1 月  | 13 日（金）9 時 25 分～17 時 10 分 | 技能実習責任者   | 11,500 円 |              |
| 3 月  | 10 日（金）9 時 25 分～17 時 10 分 | 技能実習責任者   | 11,500 円 |              |

【 申 込 方 法 】 お申込みはインターネットで以下までお願いします（開催日の約 2 か月前からお申込みいただけます）。  
（公社）全国労働基準関係団体連合会（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）

【お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438  
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。



# FRESC / フレスク 安全衛生班



- ✓ 外国人労働者の労働災害(労災)が増加しています ← 休業4日以上死傷者数がこの10年で**3.7倍**
- ✓ 労災を発生させると 企業は責任を追及され、信用低下につながり、外国人雇用ができなくなる場合があります
- ✓ 言葉の壁や文化の違いに配慮した安全衛生管理がポイントです

令和2年 4,682人  
平成22年 1,265人  
データ出所：厚生労働省  
「労働者死傷病報告」

たとえば…



外国人在留支援センター (FRESC) 安全衛生班では、  
外国人労働者や雇用する事業者のみなさまの  
疑問や困りごとの解決に向けた助言が得られます



でんわ そうだん  
電話相談  
おすすめ!



まどぐち そうだん  
窓口相談



めーる そうだん  
メール相談



おんらいん そうだん  
オンライン相談



ほうもん そうだん  
訪問相談  
ぜんこく  
全国どこでも



詳しくはホームページをご覧ください <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人在留支援センター  
Foreign Residents Support Center

FRESC / フレスク  
安全衛生班

〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号  
四谷タワー 13階

東京労働局 外国人特別相談・支援室内

TEL 0120-816703

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業



# 外国人在留支援センター(FRESC)安全衛生班

外国労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しています。  
安全衛生班では、外国人労働者や雇用する事業者のみなさまの安全衛生管理に関する疑問や困りごとにお応えします。

## 外国人労働者の

確実な

—ご相談の多い内容から抜粋—

## 労働災害防止・健康確保対策のポイントの一例

- |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 外国語対応可能な教習機関を把握しておく<br><input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生教育が理解できるよう配慮する<br><input checked="" type="checkbox"/> 「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとる<br><input checked="" type="checkbox"/> 外国人労働者を安全衛生活動(KYT、5S等)に参加させる | <input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生教育に母国語教材を使用する<br><input checked="" type="checkbox"/> 理解できる安全標識を使用する<br><input checked="" type="checkbox"/> 健康診断を確実に<br><input checked="" type="checkbox"/> 母国語で受診できる医療機関を把握しておく |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



こちらもご参考に: 「外国人労働者安全衛生管理の手引き」  
[https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub\\_menu05](https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub_menu05)



お気軽にご相談ください!

「(上記ポイントを)もう少し具体的に知りたい」

「些細なことだけど気になっていること」等 遠慮なくご相談ください。

「安全衛生班」の労働安全衛生の専門家がお応えします!

費用は  
無料  
です

相談対応  
日時

平日 午前9時～午後5時  
土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

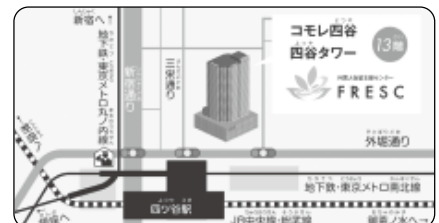
電話相談



0120-816703

窓口相談

〒160-0004  
東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー 13階  
外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)  
東京労働局 外国人特別相談・支援室内



JR・東京メトロ「四ツ谷」駅徒歩1～3分

通訳者(英語または中国語)を配置しています。対応日は電話でご確認ください。

メール  
オンライン  
訪問  
相談

- メールでの相談
- オンラインでの相談
- 事業場への訪問

詳しくはホームページをご覧ください  
<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



●メール相談申込フォーム ●オンライン相談申込フォーム ●訪問支援申込フォームからお申し込みください

厚生労働省委託事業 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 (東基連)

# 技能講習等講習会予定表

※ NSB 東海への入構には、新型コロナワクチン接種済み（3 回以上）の証明が必要です。

|                       |     | 学 科 |           | 実 技      |           |          |            |   |     |
|-----------------------|-----|-----|-----------|----------|-----------|----------|------------|---|-----|
|                       |     | 日   | 会 場       | 日        | 会 場       | 日        | 会 場        | 日 | 会 場 |
| フォークリフト運転<br>(31Hコース) | 11月 | 7   | NSB東海     | 8.9.10   | NSB東海     | 11.14.15 | NSB東海      |   |     |
|                       |     | 8   | ポーラ名古屋ビル  | 9.10.11  | トヨタL&F白金  | 13.20.27 | トヨタL&F北名古屋 |   |     |
|                       |     | 11  | トヨタ教育センター | 12.13.14 | トヨタ教育センター | 19.20.21 | トヨタ教育センター  |   |     |
|                       |     | 15  | NSB東海     | 16.17.18 | NSB東海     | 21.22.24 | NSB東海      |   |     |
|                       |     | 17  | ポーラ名古屋ビル  | 18.21.22 | トヨタL&F白金  | 24.25.28 | トヨタL&F北名古屋 |   |     |
|                       | 12月 | 2   | NSB東海     | 6.7.8    | NSB東海     | 9.12.13  | NSB東海      |   |     |
|                       |     | 9   | ポーラ名古屋ビル  | 11.18.25 | トヨタL&F小牧  | 12.13.14 | トヨタL&F白金   |   |     |
|                       |     | 13  | ポーラ名古屋ビル  | 14.15.16 | NSB東海     | 15.16.19 | トヨタL&F白金   |   |     |
|                       |     | 19  | ポーラ名古屋ビル  | 20.21.22 | NSB東海     | 21.22.23 | トヨタL&F白金   |   |     |
|                       | 1月  | 10  | NSB東海     | 11.12.13 | NSB東海     | 16.17.18 | NSB東海      |   |     |
|                       |     | 11  | 豊和工業      | 12.13.16 | トヨタL&F白金  | 15.22.29 | 水谷運輸倉庫     |   |     |
|                       |     | 16  | NSB東海     | 19.20.23 | NSB東海     | 24.25.26 | NSB東海      |   |     |

| 講習会                                        | 会 場                          | 11月                                   | 12月                   | 1月                      |
|--------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| ガス溶接<br>【学科1日実技1日】                         | (学) ポーラ名古屋ビル                 | 2                                     | 14                    | 25                      |
|                                            | (実) トヨタ教育センター                | 5                                     | 17                    | 28                      |
|                                            | (学) ポーラ名古屋ビル                 |                                       |                       | 14                      |
|                                            | (実) 愛知製鋼                     |                                       |                       | 17                      |
|                                            | (学) ポーラ名古屋ビル                 | 23                                    |                       |                         |
|                                            | (実) 名古屋高等専門学校                | 27                                    |                       |                         |
| 酸素欠乏・硫化水素<br>危険作業主任者<br>【学科2日実技1日】         | (学) 豊川市文化会館                  | 24                                    |                       |                         |
|                                            | (実) 日本車輛製造㈱                  | 27                                    |                       |                         |
|                                            | ポーラ名古屋ビル                     | (学) 21.22<br>(実) 23                   | (学) 1.2<br>(実) 3      | (学) 10.11<br>(実) 12     |
|                                            |                              | (学) 28.29<br>(実) 30                   | (学) 7.8<br>(実) 9      | (学) 18.19<br>(実) 20     |
|                                            |                              |                                       | (学) 15.16<br>(実) 17   | (学) 23.24<br>(実) 25     |
|                                            | とよはし産業人材教育センター               |                                       | (学) 20.21<br>(実) 22   |                         |
|                                            |                              |                                       | (学) 5.6<br>(実) 7or8   |                         |
|                                            |                              | (学) 7.8<br>(実) 10or11                 | (学) 8.9<br>(実) 14or16 | (学) 19.20<br>(実) 25or26 |
|                                            | アイプラザ半田                      |                                       |                       |                         |
|                                            | 江南市民文化会館                     |                                       | (学) 7.8<br>(実) 9      | (学) 18.19<br>(実) 21     |
|                                            | (学) 豊和工業<br>(実) ポーラ名古屋ビル     | (学) 7.8<br>(実) 11                     |                       | (学) 26.27<br>(実) 28     |
|                                            |                              | (学) 14.15<br>(実) 16                   |                       |                         |
| 有機溶剤<br>作業主任者<br>【学科2日】                    | ポーラ名古屋ビル                     | 9.10<br>12.13                         | 1.2<br>7.8            | 11.12<br>18.19          |
|                                            |                              | 21.22<br>24.25                        | 15.16                 | 23.24                   |
|                                            |                              |                                       |                       |                         |
|                                            | アイプラザ半田                      | 24.25                                 | 22.23                 |                         |
|                                            | トヨタ教育センター                    | 8.9                                   |                       | 18.19                   |
|                                            | 豊川市文化会館                      | 16.17                                 |                       | 12.13                   |
| 特定化学物質<br>及び<br>四アルキル鉛等<br>作業主任者<br>【学科2日】 | 江南市民文化会館                     |                                       | 15.16                 |                         |
|                                            | ポーラ名古屋ビル                     | 7.8<br>14.15<br>24.25                 | 5.6<br>10.11          | 14.15<br>26.27          |
|                                            |                              |                                       |                       |                         |
|                                            |                              |                                       |                       |                         |
|                                            | ポーラ (リモート)                   | 7.8<br>14.15<br>24.25                 | 5.6<br>10.11          | 14.15<br>26.27          |
|                                            |                              |                                       |                       |                         |
|                                            |                              |                                       |                       |                         |
|                                            | 日本特殊陶業市民会館                   |                                       | 12.13<br>22.23        | 24.25                   |
|                                            | 江南市民文化会館                     | 9.10                                  |                       |                         |
|                                            | トヨタ教育センター                    | 28.29                                 |                       |                         |
|                                            | 豊川市文化会館                      |                                       | 14.15                 |                         |
| プレス機械作業<br>主任者【学科2日】                       | 名古屋国際会議場                     | 17.18                                 | 1.2<br>13.14          | 10.11<br>30.31          |
|                                            | ポーラ名古屋ビル                     | 1.2                                   |                       | 31.2/1                  |
|                                            | アイプラザ豊橋                      | 24.25                                 |                       |                         |
|                                            | 名古屋国際会議場                     |                                       | 19.20                 |                         |
| 乾燥設備作業主任者<br>【学科2日】                        | ポーラ名古屋ビル                     | 21.22                                 | 1.2                   | 18.19<br>31.2/1         |
| 高所作業車<br>【学科1日実技1日】                        | (学) 豊和工業<br>(実) ポリテクセンター名古屋港 |                                       |                       | 10<br>11or12or13        |
| はい作業主任者<br>【学科2日】                          | ポーラ名古屋ビル                     | 28.29                                 |                       | 23.24                   |
|                                            | 日本特殊陶業市民会館                   |                                       | 14.15                 |                         |
| 石綿作業主任者<br>【学科2日】                          | ポーラ名古屋ビル                     | 3.4<br>5.6<br>12.13<br>19.20<br>26.27 |                       | 10.11<br>16.17          |

| 講習会          | 会 場                              | 11月                          | 12月                          | 1月                  |
|--------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 技能講習         | 石綿作業主任者<br>【学科2日】                | ポーラ (リモート)                   | 3.4<br>5.6<br>19.20<br>26.27 | 16.17               |
|              |                                  | 名古屋国際会議場                     | 5.6<br>19.20<br>20.21        | 12.13<br>26.27      |
|              |                                  | 日本特殊陶業市民会館                   | 17.18<br>29.30               | 1.2<br>7.8          |
|              |                                  |                              | 16.17                        |                     |
|              | 鉛作業主任者【学科2日】                     | ポーラ名古屋ビル                     | 20.21                        |                     |
|              | ショベルローダー等運転<br>【学科1日実技3.5日】      | (学) 豊和工業<br>(実) ポリテクセンター     | 5<br>6.7.8.9<br>12.13.14.15  |                     |
| 特別教育         | アーク溶接<br>【学科1.5日実技1.5日】          | (学) ポーラ名古屋ビル<br>(実) ポリテクセンター | 14.15<br>19                  | 17.18<br>24         |
|              |                                  | (学) ポーラ名古屋ビル<br>(実) 愛知製鋼     |                              | 21.22<br>26         |
|              | 自由研削といし取替・試運転<br>【学科・実技1日】       | ポーラ名古屋ビル                     | 18                           | 23<br>30            |
|              | 機械研削といし取替 試運転<br>【学科1日実技0.5日】    | トヨタ教育センター                    | (学) 23<br>(実) 24or25         |                     |
|              | 産業用ロボット<br>(検査・指示)<br>【学科2日実技1日】 | (学) ポーラ名古屋ビル<br>(実) 三菱電機     |                              | 12.13<br>14or15or16 |
|              |                                  | (学) 豊和工業<br>(実) トヨタ教育センター    |                              | 15.16<br>20or21or22 |
|              |                                  | (学) エイジェック<br>(実) エイジェック     | 14.15<br>16or17or18          |                     |
|              | 石綿作業従事者【学科1日】                    | ポーラ名古屋ビル                     | 16                           |                     |
|              | 粉じん【学科1日】                        | ポーラ名古屋ビル                     |                              | 12<br>31            |
|              | 低圧電機<br>【学科1日実技1日】               | ポーラ名古屋ビル                     | (学) 9<br>(実) 10              | (学)5<br>(実)6        |
|              |                                  | アイプラザ豊橋                      | (学) 28<br>(実) 29             | (学)19<br>(実)20      |
|              | フルハーネス (6H)<br>【学科・実技1日】         | ポーラ名古屋ビル                     | 17<br>18<br>28<br>29         | 8<br>16<br>23       |
|              |                                  |                              |                              | 10<br>30            |
|              |                                  |                              |                              |                     |
| 能力向上等<br>勉強会 | ダイオキシンの【学科1日】                    | ポーラ名古屋ビル                     |                              | 22                  |
|              | 安全衛生推進者【学科2日】                    | 日本特殊陶業市民会館                   | 14.15                        |                     |
|              | 安全管理者選任時【学科2日】                   | 日本特殊陶業市公会堂                   | 10.11                        | 31.2/1              |
|              | 局所排気装置等自主検査者<br>【学科2日実技1日】       | ポーラ名古屋ビル                     | (学) 12.13<br>(実) 14or15      |                     |
|              | マスキットテスト【学科1日】                   | 名古屋市公会堂                      | 21                           | 14<br>18            |
| 石綿調査者【学科2日】  | 国際会議場                            | 1.2<br>24.25                 | 7.8<br>22.23                 | 23.24<br>30.31      |
|              | 衛生管理者(一種)【学科4日】                  | ポーラ名古屋ビル                     | 1.2.3.4                      |                     |

日付の 表示は、土・日・祝日です。

| 研修などの名称                   | 11月                                   | 12月          | 1月 |
|---------------------------|---------------------------------------|--------------|----|
| 最近の労働トラブルの防止を分かりやすく学ぶセミナー | 2<br>岡崎市シビック<br>センター<br>21<br>豊川市文化会館 | 2<br>西尾市文化会館 |    |
| 2022年度 リスクアセスメントセミナー      | 22<br>アイプラザ半田                         |              |    |
| 労災保険実務講座                  |                                       | 14           |    |

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。